

令和6年9月2日 認知症施策推進関係者会議（第6回）資料

認知症施策推進基本計画（案）より抜粋

基本的な方向性

○基本理念に基づく取組の推進

基本法第3条に定める基本理念を根幹に据え認知症に関する全ての施策や取組を実施

○認知症の人や家族等が地域で自分らしく生活できるようにする

⇒広く国民が「新しい認知症観」を理解する必要がある

⇒多様な主体が「新しい認知症観」に立ち、それぞれ自分ごととして、連携・協働して施策に取り組む

⇒認知症の人がその個性や能力を発揮でき、希望を実現しながらこれまでの生活の中で培ってきた友人関係や地域とのつながりを持ち続け、地域で安心して自分らしく生活できるようにすること、また、その家族等も仕事や生活等を営みながら、自分らしく、自分の人生を大切に生活できるようにすることを意識して取り組んでいくことが重要

基本的施策

※国のみが主体となる基本的施策を除く

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等
2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等
4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
6. 相談体制の整備等
7. 研究等の推進等
8. 認知症の予防等

県計画の
重点項目へ

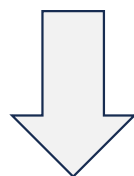
第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 【重点目標1】 国民一人一人が「新しい認知症観」を理解していること
- 【重点目標2】 認知症の人の生活においてその意思等が尊重されていること
- 【重点目標3】 認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること
- 【重点目標4】 国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できること

新しい認知症観とは

古い認知症観

認知症になると何もできなくなる、何もわからなくなる



新しい認知症観

認知症になってからも、
一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、
住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、
希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方

※認知症施策推進関係者会議（第6回）資料 認知症施策推進基本計画（案）より